

証券コード 8628
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井道夫

招集ご通知

議決権行使のご案内

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類等

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月23日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月25日（日曜日）午後1時（午後0時20分開場）
2. 場 所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第101期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容改定の件

以 上

議決権行使のご案内

▶ 株主総会に当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時	平成29年6月25日（日曜日）午後1時
----------	---------------------

▶ 株主総会に当日ご出席いただけない方は、郵送またはインターネットでご行使ください

■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成29年6月23日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）
------	----------------------------------

■ インターネットによる議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は、**3頁**をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

行使期限	平成29年6月23日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）
------	----------------------------------

(お知らせ)

- 1.法令及び当社定款第14条の規定に基づき、計算書類の個別注記表を当社ウェブサイト（<http://www.matsui.co.jp/company/ir/stockholder/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- 2.事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト（<http://www.matsui.co.jp/company/ir/stockholder/meeting/>）にて、修正後の内容を掲載いたします。

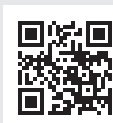
インターネットによる議決権行使について

1 議決権行使ウェブサイトについて

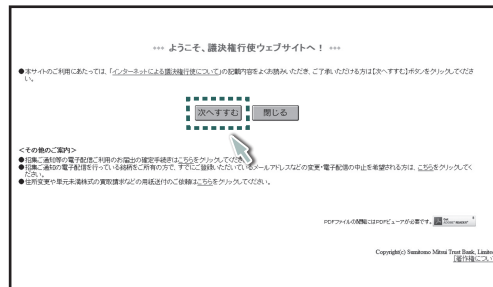
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯端末を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯端末の取扱説明書をご確認ください。



(QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2 議決権行使のお取扱い

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、平成29年6月23日（金曜日）の午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。

3 パスワードのお取扱い

パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで、大切にお取扱いください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

お問合わせ パソコンの操作方法に関するお問合わせ先

■ 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電 話 **0120 (652) 031**

受付時間 9:00~21:00

■ その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 **0120 (782) 031**

受付時間 土・日・祝日を除く9:00~17:00

第 101 期 事 業 報 告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の国内株式市場は、期首に16,000円台であった日経平均株価が、原油価格の上昇や日銀の追加緩和に対する期待感を背景に4月下旬には17,500円台まで上昇しましたが、その後は下落基調となり、6月24日に英国の国民投票でEU離脱が判明すると、株価は急落し15,000円を割り込みました。7月に入り、欧米株式市場の上昇等を受けて株価は値を戻しましたが、8月以降は新たな買い材料に乏しく、投資家は様子見姿勢を強めました。株価は16,000円台を推移する展開が続きましたが、米大統領選でトランプ氏が勝利した11月以降、新政権に対する期待感等を受けた欧米株高や米長期金利上昇による円安の進行等を背景に株価は続伸しました。しかし、1月以降は米国の政権運営に対する警戒感の高まりや先行きの不透明感を背景に株価は伸び悩み、期末の日経平均株価は18,900円台で取引を終えました。

このように一年間を通じて方向感がない市場環境のなかで、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前事業年度と比較して13%減少しました。また、当社の主たる顧客層である個人投資家についても、相場の先行きが不透明となるなか、様子見姿勢が強まったことで取引が手控えられ、二市場全体における個人の株式等委託売買代金は、同20%減少しました。その結果、二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は、前事業年度の20%から19%に低下しております。

上記の事業環境のもと、当社は平成28年11月に投資信託の取扱いを開始するとともに、当社が独自に開発したロボアドバイザーによるポートフォリオ提案サービス「投信工房」の提供を開始しました。また、デイトレード限定の信用取引「一日信用取引」における売建取扱銘柄の継続的な拡充や、先物取引においてTOPIX先物や東証マザーズ指数先物等の取扱いを業界最安水準の手数料で開始したほか、FX専用高機能チャートツール「NetFxトレーダー・プラス」の提供を開始するなど、顧客向けサービスの拡充や取引環境の改善に努めました。当社の株式等委託売買代金は、個人投資家全体の売買が減少するなか、一日信用取引の売買が堅調に推移したことにより、前事業年度比11%減に留まりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は277億27百万円（対前事業年度比19.5%減）、純営業収益は264億99百万円（同19.7%減）とともに減収となりました。また、営業利益は149億39百万円（同31.3%減）、経常利益は150億44百万円（同31.1%減）、当期純利益は106億97百万円（同27.5%減）とともに減益となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当社は、オンライン証券取引サービスを継続的に提供するために必要なシステム投資を毎期行って参りました。当事業年度におきましては、新サービス「投信工房」の提供やネットストックシステムの能力強化あるいは改良等に必要なシステム投資を中心に24億7百万円の設備投資を行いました。

資金調達につきましては、信用取引貸付金の増減等に対応した経常的な調達について金融機関からの借入金を中心に対応しております。

(3) 対処すべき課題

1. 顧客基盤の拡大

当社を含むオンライン証券会社は、口座数ベースでは幅広い顧客基盤を有しているように見えますが、口座数全体に対する稼働口座数の比率は低く、取引頻度が高い一部の顧客に収益の大半を依存している状況にあります。そのため、顧客層の裾野拡大に継続して取り組むことが今後の課題となっております。当事業年度においては、ウェブサイトの全面リニューアルを実施し、それにあわせて、新規顧客の獲得、潜在顧客を取引へつなげるための導線を改善するなど、デジタルマーケティングを強化しております。

他方、個人株式保有額に占めるオンライン証券の割合は年々拡大しており、対面証券に預けられている個人投資家の金融資産は継続的にオンライン証券業界に流入しております。そこで当社としては、取引頻度が高い顧客向けのサービスを継続して強化していくとともに、取引頻度は低いものの預かり資産の多い顧客や将来に向けて資産形成を目指す顧客等のニーズをくみ上げ、商品・サービスとして具現化することにより、顧客基盤の拡大に努めます。当事業年度においては、投資信託の取扱いを開始するとともに、ロボアドバイザーを活用した当社独自のポートフォリオ提案サービス「投信工房」の提供を開始し、これまでとは異なる新たな顧客層の獲得にも努めております。

2. 取引システムの安定性の確保及び取引ツールの拡充

取引システムの安定性の確保は、オンライン証券会社の生命線です。顧客が安心して取引することができるよう、システム障害やサイバー攻撃、自然災害といった想定されるリスクへの対策を講じるとともに、取引量の増加に備えたキャパシティを確保し、取引システムの安定的な稼働に努めます。また、個人投資家にとって最高の取引環境を提供することが他社との差別化に資するため、顧客向け取引ツールについてもIT技術の進化・普及等を踏まえて拡充し、個人投資家の取引スタイルの変化に応じた取引環境の提供に努めます。当事業年度においても、引き続き取引環境の改善に取り組んでおり、スマートフォン、タブレット等あらゆる端末でも利用しやすい環境を整えております。

3. コンプライアンス体制の強化及び顧客サポート体制の充実

当社では、金融機関としての信頼性の維持・向上に資するコンプライアンス体制について、より一層の強化に努めます。また、新商品や新サービス提供等の業容範囲の拡大に対応するため、店舗を有しないオペレーションの特殊性を踏まえ、コールセンターを通じた顧客サポート体制についてもさらなる充実を図ります。当事業年度においては、投資信託の取扱いにあわせて、コールセンターに投信専用ダイヤルを設け、専門のオペレーターが対応できる体制を整えております。

4. 低コスト体制の維持

証券業の業績は、株式市況の動向に大きく左右され、当社の主たる収益源である株式等委託手数料収入や金利収入の振れ幅は比較的大きいといえます。また、業界における各種取引手数料は、諸外国と比較して最低水準にまで低下しております。この数年においては、顧客の争奪に係る手数料引き下げ競争は落ちついておりますが、再び価格競争が開始される可能性は否定できません。そのようななかで継続的に利益を生み出していくためには、低コスト体制の維持が不可欠となっております。効率的な事業オペレーションは、当社の競争優位性にも資するものと考えており、引き続きコスト管理について厳格に取り組むことで、低コスト体制を維持していきます。

5. 株主への利益還元

株主への利益還元を重要な経営課題として位置付けております。業績に応じた株主利益還元策の実施を基本方針として、新たな成長に資する戦略的な投資による企業価値拡大の追求とあわせて、株主のご期待に応えていきます。配当政策につきましては、業績、主たる業務である信用取引を支える最適な自己資本水準、戦略的な投資の環境等を総合的に勘案したうえで、配当性向60%以上100%以下且つ純資産配当率（DOE）7%以上を基準に、每期配当していくことを基本方針としております。当期は1株当たり13円の間配当を実施しておりますので、1株当たり20円の期末配当（予定）をあわせた年間の配当金額は1株当たり33円となる予定です。内部留保金につきましては、オンライン証券システム等への投資や信用取引業務を拡充するに当たり必要な運転資金（信用取引顧客への自己融資等）の原資として、有効に活用していく予定です。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第98期 (25.4.1～26.3.31)	第99期 (26.4.1～27.3.31)	第100期 (27.4.1～28.3.31)	第101期 (当事業年度) (28.4.1～29.3.31)
営 業 収 益	39,883	34,306	34,435	27,727
(うち受入手数料)	(27,349)	(21,167)	(21,742)	(17,253)
経 常 利 益	27,175	22,202	21,833	15,044
当 期 純 利 益	16,300	15,571	14,763	10,697
1株当たり当期純利益	63円49銭	60円65銭	57円50銭	41円67銭
総 資 産	688,353	817,183	663,425	770,716
純 資 産	85,365	90,029	92,718	94,820

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 主要な事業内容

1. 株式等委託売買業務

顧客の委託を受けて、国内外の有価証券の売買、市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」といいます。）を執行する業務です。

2. 引受・売出し業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、発行体のためにその販売を引き受けて顧客に販売する業務です。

3. 募集・売出しの取扱業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、顧客に販売する業務です。

4. 外国為替保証金取引業務

取引保証金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務です。

5. 貸金業業務

ストック・オプションを行使する際に、その資金を融資する業務です。

6. その他の取扱業務

ウェブサイトを利用した広告業務等です。

7. トレーディング業務

自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務です。

(6) 主要な営業所

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1. 当社本店 | 東京都千代田区麹町一丁目4番地 |
| 2. 日本橋営業所 | 東京都中央区日本橋一丁目20番7号 |
| 3. 札幌センター | 北海道札幌市中央区北三条西四丁目1番地1 |

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123名	2名増	39歳2か月	12年8か月

(注) 上記のほか、嘱託4名が在職しております。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	25,000 百万円
株式会社三井住友銀行	短期借入金	20,000
株式会社みずほ銀行	短期借入金	10,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	短期借入金	10,000
株式会社八十二銀行	短期借入金	6,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	5,000
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	5,073

(注) コール・マネーを除く主要なものを記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 259,264,702株 (自己株式 2,533,366株を含む)

(2) 株 主 数 38,244名 (前期末比 86名減)

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 丸 六	51,312 千株	19.99 %
有 限 会 社 松 興 社	35,722	13.91
松 井 千 鶴 子	30,821	12.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,086	7.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,053	3.92
松 井 道 太 郎	7,762	3.02
松 井 千 明	7,762	3.02
松 井 佑 馬	7,762	3.02
松 井 道 夫	6,876	2.68
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4,014	1.56

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有しているストック・オプションとして発行した新株予約権の状況

名称(割当日)	松井証券株式会社第1回新株予約権 (平成26年8月8日)	松井証券株式会社第2回新株予約権 (平成27年8月11日)	松井証券株式会社第3回新株予約権 (平成28年8月10日)
発行決議の日	平成26年7月24日	平成27年7月27日	平成28年7月26日
保有者数	取締役(社外取締役を除く)6名	取締役(社外取締役を除く)6名	取締役(社外取締役を除く)7名
新株予約権の数	839個	680個	948個
目的である株式の種類及び数	普通株式 83,900株 (1個につき100株)	普通株式 68,000株 (1個につき100株)	普通株式 94,800株 (1個につき100株)
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年8月9日から平成32年8月8日まで	平成30年8月12日から平成33年8月11日まで	平成31年8月11日から平成34年8月10日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア. 新株予約権の割当日の翌日から3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ. 新株予約権の割当日の翌日の3年後の応当日から、新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ. 新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。)</p> <p>エ. 新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の6年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>		

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 井 道 夫	
常務取締役	今 田 弘 仁	人事総務部長（財務部管掌）
常務取締役	森 部 隆 士	コンプライアンス部、システム部管掌
常務取締役	和 里 田 聰	営業推進部担当役員兼営業開発部担当役員兼顧客サポート部担当役員
取締役	佐 藤 邦 彦	システム部担当役員
取締役	鶴 澤 慎 一	財務部長
取締役	雑 賀 基 夫	コンプライアンス部長
取締役	井 川 元 雄	
取締役	安 念 潤 司	中央大学大学院法務研究科教授
常勤監査役	矢 島 博 之	
監査役	望 月 恭 夫	望月会計事務所税理士
監査役	甲 斐 幹 敏	公益財団法人がん研究会顧問

- (注) 1. 取締役井川元雄氏及び安念潤司氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役矢島博之氏、監査役望月恭夫氏及び甲斐幹敏氏は、社外監査役であります。
3. 各社外役員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役望月恭夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は公益財団法人がん研究会に対して寄付を行った実績があります。
6. 上記のほか、社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額です。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役9名 296,574千円

監査役4名 27,600千円

(注) 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く）7名に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額43,974千円（報酬等としての額）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

1. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	井 川 元 雄	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	安 念 潤 司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、法律家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	矢 島 博 之	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	望 月 恭 夫	当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、税理士としての専門的見地や、金融機関における豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	甲 斐 幹 敏	昨年6月26日の監査役就任後に開催された取締役会15回のすべて、監査役会4回のすべてに出席し、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。

2. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の額

社外役員6名 42,000千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日付をもってPwCあらた有限責任監査法人へ名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて、当社の事業内容や事業規模を踏まえ、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2) 1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する検証業務の提供を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が法令諸規則に違反した場合及び公序良俗に反する行為があった場合に、当該会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断したときは、解任又は不再任の決定を行う方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人が法令及び定款を確実に遵守することができるよう、松井証券コンプライアンスマニュアルを策定するほか、社内規程を常時閲覧可能な状態で備え置く。同マニュアル及び社内規程は法令及び定款の改正等に伴い、随時見直しを行う。
2. 取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則って職務執行を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、毅然たる態度で対応する。
3. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
4. 取締役は、取締役会を定時又は臨時に開催して、その職務の執行が法令及び定款に適合するよう、相互に監視する。
5. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行状況を監査する。
6. 取締役1名を内部管理統括責任者として定め、同責任者の指揮下にコンプライアンス部門を設置する。
7. 各営業単位に営業責任者と内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守の徹底を図る。
8. コンプライアンス部門は、職務執行の適正性を確認する。また、弁護士等の専門家と緊密な連携を保ち、業務の適正性を確保する。
9. 定期的な内部監査の実施により、職務執行状況を検証し、問題点を改善する。
10. 中立の外部者を利用して内部通報制度を設け、自浄作用の促進と不正行為の早期発見に努める。
11. 積極的に経営状況を開示し、外部関係者の監視の目に晒すことで、緊張感ある経営を維持する。
12. 使用人の不正行為については、就業規則に基づいて懲戒処分の対象とする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 重要な会議体の議事録、法定帳簿、決算書類、会計帳簿等、稟議書類その他の重要な書類は、法令及びこれらを規定する個別の社内規程に基づき適切に保存、管理（廃棄を含む。）する。
2. 取締役の職務の執行に係るその他の情報は、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティスタンダードに基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
3. 取締役及び監査役がいつでも当該情報を閲覧できる体制を確保している。
4. 情報の保存及び管理を行うため、情報セキュリティ対策の総責任者として取締役1名を情報セキュリティ委員長に選任し、その指揮下に情報セキュリティ委員会を設置する。
5. 情報セキュリティ委員会による社内モニタリング及び内部監査部門が定期的実施するセキュリティ監査により、上記の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する状況を検証し、問題点を改善する。
6. 重要書類に関して規定する個別の社内規程、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティスタンダードを必要に応じて随時見直すこととし、情報の保存及び管理体制を適正に維持する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 主要業務に関するリスク管理規程を定め、市場リスク、取引先リスク、基礎リスクを計数的に把握する。
 2. 自己資本規制比率の状況を適切に把握し、毎月開催される取締役会に報告する。
 3. 自然災害、事故、システム障害等の不測の事態が発生し、通常の事業活動が中断した場合に、重要な資産の保全と短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画を定める。
 4. その他のリスク全般についてコンプライアンス部門が管理を行うほか、個別案件の与信管理については与信管理部門が専門に対応する。
 5. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 高度な専門知識を有する少数精鋭の取締役で取締役会を組織する。取締役会は原則として毎月1回の定時及び臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
 2. 経営監督機能の透明性向上と経営環境の変化に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
 3. 取締役会とは別に、必要に応じて随時開催される経営会議を設置し、取締役会の専決事項以外の事項について迅速に意思決定を行う。
 4. 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、業務執行取締役の職責を明確化し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
 5. 経営計画の進捗状況について、定時又は臨時の取締役会あるいは経営会議において報告を行う。
 6. 業務効率の向上を図るため、顧客との間の取引、顧客管理、社内の情報管理等に合理的なシステム化を行い、不断の改善活動に努める。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 1. 当社は、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会の職務を補助すべき使用人を配置する。
 2. 監査役は、その職務執行に際し、必要に応じて内部監査部門に協力を求めることができ、内部監査部門はこれに応じることとする。
- (6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査役は、監査役会の職務を補助すべき使用人の人事について、必要に応じて意見を述べ、協議をすることができる。
 2. 監査役会の職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務している場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。
 2. 内部管理統括責任者は、当社のコンプライアンス状況を定期的に取締役会及び監査役に報告する。

3. 取締役及び使用人は、独立した外部機関を窓口とする内部通報制度を利用し、監査役に匿名で報告をすることができる。
 4. 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役の職務執行について厳正な監査を行う。
 2. 監査役は、コンプライアンス及び内部監査を担当する部門と情報を共有し、当社のコンプライアンス及び内部監査状況について随時把握することができる。
 3. 監査役は、内部監査の状況について、必要に応じて随時報告を求めることができる。
 4. 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行う。
 5. 監査役は、必要に応じて弁護士等外部の専門家の助言を求めることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

1. 当社は、取締役、代表取締役と内部管理統括責任者との緊密な連携を土台として、各部門のコンプライアンス及び内部管理に対して第一次の責任を負う者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しております。コンプライアンス・オフィサー会議を毎月実施することにより、コンプライアンス上の課題を共有し、必要に応じてその対応について協議を行いました。コンプライアンス・オフィサーは、部門員に対して、当該課題につき理解・浸透を図っております。
2. 当社役職員に対して定期的に倫理コードやコンプライアンスに関する研修を行い、必要な知識を習得することによりコンプライアンス意識の向上を図りました。
3. 取締役会において半期に一度コンプライアンス体制を有効に機能させるためのコンプライアンス・プログラムを策定し、また、その実施状況につき、担当取締役が報告しております。
4. 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

1. 金融商品に係る市場リスク、信用リスクに関して財務部門が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行い定量的に把握しております。
2. 自己資本規制比率に影響するリスク管理状況については、毎月の取締役会において、担当取締役が報告しております。

3. 社内で発生した事故、システム障害等については、適宜処理するとともに、事後的に原因の究明や改善策の立案を行い、その内容を取締役会及びコンプライアンス部門等に報告しております。また、内部監査部門が改善状況等の確認を行っております。
 4. 不測の事態が発生し、通常の事業継続が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定し、関連マニュアルの整備、定期的な訓練等を実施しております。
- (3) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況
- 取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会を計18回開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外役員を交え建設的な議論を行い、その内容につき決定しました。決定された事案は、担当取締役等が中心となり速やかに実行しました。また、取締役会では、適宜取締役のそれぞれの担当業務について業務執行状況や詳細な事業計画等の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っております。
- (4) 監査役監査の実効性の確保
1. 監査役は、取締役会やコンプライアンス・オフィサー会議等重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また、当事業年度において内部監査部門との会合を20回行い、内部監査結果の報告を受けるとともに、緊密に連携して、個別の業務執行の状況を確認しました。
 2. 監査役は、当事業年度において会計監査人との会合を13回行い、監査計画の概要、監査重点項目、監査結果及び会計監査人が把握したリスクの評価等についての報告を聴取し、意見交換を行うことにより、会計監査人と緊密な連携を図りました。

(注) 本事業報告中に記載されている数値は、別途注記がある場合を除いて表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	761,510	流動負債	672,527
現金・預金	25,743	トレーディング商品	281
預託金	467,212	デリバティブ取引	281
金銭の信託	5,950	信用取引負債	51,228
トレーディング商品	1,408	信用取引借入金	5,932
商品有価証券等	0	信用取引貸証券受入金	45,297
デリバティブ取引	1,408	有価証券担保借入金	13,262
約定見返勘定	15	有価証券貸借取引受入金	13,262
信用取引資産	245,202	預り金	272,048
信用取引貸付金	237,047	顧客からの預り金	266,444
信用取引借証券担保金	8,154	その他の預り金	5,604
有価証券担保貸付金	9,536	受入保証金	205,409
借入有価証券担保金	9,536	短期借入金	126,100
立替金	26	前受収	33
顧客への立替金	26	未払	672
その他の立替金	0	未払費用	903
募集等立込金	28	未払法人税等	2,417
短期差入保証金	1,648	賞与引当金	174
前払	2	固定負債	358
前払費用	213	長期借入金	150
未収入金	10	未払役員退職慰労金	204
未収	4,174	その他	3
繰延税金資産	203	特別法上の準備金	3,012
その他の引当金	256	金融商品取引責任準備金	3,012
貸倒引当金	△116		
固定資産	9,205	負債合計	675,896
有形固定資産	958	純資産の部	
建物	177	株主資本	92,840
器具備	347	資本	11,945
土	434	資本剰余金	9,793
無形固定資産	4,118	資本準備金	9,793
ソフトウェア	4,118	利益剰余金	73,018
その他の資産	0	利益準備金	159
投資その他の資産	4,129	その他利益剰余金	72,859
投資有価証券	2,893	繰越利益剰余金	72,859
投資	8	自己株	△1,915
長期貸付金	499	評価・換算差額等	1,898
長期差入保証金	314	その他有価証券評価差額金	1,898
長期前払費用	17	新株予約権	81
繰延税金資産	675		
長期立替金	1,179	純資産合計	94,820
その他の引当金	93	負債・純資産合計	770,716
貸倒引当金	△1,549		
資産合計	770,716		

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		27,727
受 入 手 数 料	17,253	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	3	
金 融 収 益	10,467	
そ の 他 の 営 業 収 益	4	
金 融 費 用		1,228
純 営 業 収 益		26,499
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		11,560
営 業 利 益		14,939
営 業 外 収 益		109
営 業 外 費 用		4
経 常 利 益		15,044
特 別 利 益		338
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	337	
固 定 資 産 売 却 益	1	
特 別 損 失		15
固 定 資 産 除 売 却 損	15	
税 引 前 当 期 純 利 益		15,367
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,573	
法 人 税 等 調 整 額	97	4,670
当 期 純 利 益		10,697

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成28年4月1日残高	11,945	9,793	9,793	159	4,250	66,384	70,793
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△8,472	△8,472
当期純利益						10,697	10,697
別途積立金の取崩					△4,250	4,250	—
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△4,250	6,475	2,225
平成29年3月31日残高	11,945	9,793	9,793	159	—	72,859	73,018

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年4月1日残高	△1,915	90,616	2,066	2,066	37	92,718
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△8,472				△8,472
当期純利益		10,697				10,697
別途積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△167	△167	44	△123
事業年度中の変動額合計	△0	2,225	△167	△167	44	2,101
平成29年3月31日残高	△1,915	92,840	1,898	1,898	81	94,820

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

松井証券株式会社
取締役会 御 中

P W C あらた 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 尚明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大辻 竜太郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松井証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

松井証券株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢 島 博 之 ㊞
監 査 役（社外監査役） 望 月 恭 夫 ㊞
監 査 役（社外監査役） 甲 斐 幹 敏 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、業績、主たる業務である信用取引を支える最適な自己資本水準、戦略的な投資の環境等を総合的に勘案したうえで、配当性向60%以上100%以下且つ純資産配当率（D/E）7%以上を毎期配当していくことを基本方針としております。

第101期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 5,134,626,720円

なお、中間配当金（1株につき13円）を含めました1株当たりの年間配当金は33円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員することとし、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
1	松井道夫 (昭和28年3月22日生) 6,875,700株	昭和51年3月 一橋大学経済学部卒業 昭和51年4月 日本郵船株式会社入社 昭和62年4月 当社入社 昭和63年12月 当社取締役就任 平成2年10月 当社常務取締役就任営業本部長 平成7年6月 当社代表取締役社長就任（現任）
	(取締役候補者とした理由) 松井道夫氏は、平成7年より当社代表取締役社長として、外交セールスの廃止や新手数料体系の導入等業界の常識を覆す新たな施策により、当社をインターネット証券の先駆者として導いて参りました。その後も革新的なサービスを次々と打ち出し、卓越した経営手腕を発揮し、先見の明に優れております。引き続き経営を主導することが、当社の持続的な企業価値向上に必要不可欠であると考え、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 所有する当社の株式数	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
2	<p style="text-align: center;">いま だ ひろ ひと 今 田 弘 仁 (昭和40年2月4日生) 9,400株</p>	<p>昭和 62年 3月 一橋大学商学部卒業 昭和 62年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成 12年 8月 株式会社早稲田アカデミー入社 平成 13年 7月 当社入社 平成 13年 9月 当社財務部長 平成 15年 6月 当社取締役就任 平成 16年 2月 当社常務取締役就任 平成 16年 6月 当社専務取締役就任 平成 17年11月 マガシーク株式会社入社 平成 18年 1月 同社取締役副社長就任 平成 22年 6月 当社取締役就任総務グループ担当役員 兼 人事グループ担当役員 平成 23年 5月 当社常務取締役就任人事総務部長（財務部、与信管理部管掌） 平成 24年 4月 当社常務取締役人事総務部長（財務部管掌）（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 今田弘仁氏は、他企業において金融事業に長く従事しており、当社でも財務及び人事・総務部門において経営を担う等、幅広い経験と専門的な見識を有しております。また、他の上場企業の副社長に就任し、経営全般に携わった経験が当社の業務執行に活かされております。引き続き当社の経営を適切に遂行する取締役として適任であると考え、取締役候補者いたしました。</p>
3	<p style="text-align: center;">もり べ たく し 森 部 隆 士 (昭和42年9月2日生) 40,995株</p>	<p>平成 3年 3月 早稲田大学政治経済学部卒業 平成 3年 4月 NTTデータ通信株式会社入社 平成 8年10月 栃木司法書士事務所入所 平成 12年 4月 株式会社アプリックス入社 平成 13年 4月 当社入社 平成 17年 2月 当社営業推進部長 平成 18年 6月 当社取締役就任総務企画部長 兼 業務企画部長 平成 20年 4月 当社取締役RTGS事業部長 兼 業務開発担当役員 平成 23年 5月 当社常務取締役就任コンプライアンス部担当役員（システム部管掌） 平成 28年 6月 当社常務取締役（コンプライアンス部、システム部管掌）（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 森部隆士氏は、当社において営業推進、人事・総務、新サービス開発、コンプライアンス等多くの部門を牽引し、豊富な経験や多岐にわたる見識を有しております。特に証券業の制度に関して熟知しており、コンプライアンス上の問題を踏まえた経営戦略を打ち出して参りました。引き続き当社の経営を適切に遂行する取締役として適任であると考え、取締役候補者いたしました。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
4	<p style="text-align: center;">わ り た あ き ら 和 里 田 聡 (昭和46年6月16日生) 10,000株</p>	<p>平成 6 年 3 月 一橋大学商学部卒業 平成 6 年 4 月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 平成 10 年 1 月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 平成 11 年 9 月 UBS証券会社入社 平成 18 年 4 月 当社入社 平成 18 年 5 月 当社IR室長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任IR室長 兼 事業法人担当役員 平成 23 年 5 月 当社常務取締役就任社長室長 兼 営業推進部長 (営業開発部、RTGS事業部、顧客サポート部管掌) 平成 25 年 4 月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員 (顧客サポート部管掌) 平成 26 年 5 月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 和里田聡氏は、証券業界において長年の経験があり、個人向け業務、投資銀行業務を含む証券全般について豊富な見識を有しており、その経験及び見識が当社の経営、業務執行に活かされております。当社に入社以降、営業部門の担当役員としてマーケティング戦略、新規事業戦略、広報戦略を立案・遂行する一方で、経営管理、IRを統括する役割も担って参りました。引き続き当社の経営を適切に遂行する取締役として適任であると考え、取締役候補者となりました。</p>
5	<p style="text-align: center;">さ とう くに ひこ 佐 藤 邦 彦 (昭和46年2月5日生) 25,940株</p>	<p>平成 元 年 3 月 神奈川県立商業工業高等学校卒業 平成 元 年 4 月 山一証券株式会社入社 平成 10 年 9 月 当社入社 平成 16 年 9 月 当社システム部長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任システム企画部長 兼 品質管理担当役員 平成 23 年 5 月 当社取締役システム部担当役員 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 佐藤邦彦氏は、証券業界において長年の経験があり、証券業に関する豊富な見識を有しております。また、黎明期より当社のインターネット取引部門を牽引し、当社のみならず証券システム及びネット取引全般に精通しております。インターネット証券である当社においてシステムは生命線であり、同氏の経験と能力は必要不可欠であると考え、取締役候補者となりました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 所有する当社の株式数	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
6	う ざわ しん いち 鵜 澤 慎 一 (昭和48年7月19日生) 28,916株	平成 8 年 3 月 東京大学農学部卒業 平成 8 年 4 月 新王子製紙株式会社入社 平成 12 年 3 月 東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程修了 平成 13 年 8 月 当社入社 平成 16 年 5 月 当社財務部長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任財務部長 兼 危機管理担当役員 平成 19 年 3 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専門職学位課程修了 平成 24 年 4 月 当社取締役財務部長 (現任)
(取締役候補者とした理由)		
鵜澤慎一氏は、長年に渡り当社の財務部門を牽引し、財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しております。また、信用取引、先物取引等のサービスの提供に起因する財務上のリスクについて、その適切な管理に必要な体制の構築及び強化を担って参りました。引き続き当社の企業価値向上に適任と考え、取締役候補者といいたしました。		
7	さい が もと お 雑 賀 基 夫 (昭和45年8月11日生) 800株	平成 5 年 3 月 大阪市立大学法学部卒業 平成 5 年 4 月 大阪証券取引所入所 平成 12 年 3 月 神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了 平成 14 年 2 月 当社入社 平成 19 年 3 月 当社コンプライアンス部長 平成 28 年 6 月 当社取締役就任コンプライアンス部長 (現任)
(取締役候補者とした理由)		
雑賀基夫氏は、大阪証券取引所での経験により、証券業に関する法令等に精通し、専門的な見識を有しております。また、長年に渡り当社コンプライアンス部門を牽引し、当社の重要課題の一つであるコンプライアンス体制の強化を担い、信頼性の向上に努めて参りました。引き続き当社のコンプライアンスの強化に適任であると考え、取締役候補者といいたしました。		
8	新 任 しば た まさ し 柴 田 誠 史 (昭和53年6月8日生) 2,900株	平成 13 年 3 月 早稲田大学商学部卒業 平成 13 年 4 月 当社入社 平成 24 年 4 月 当社営業開発部長 兼 RTGS事業室長 平成 24 年 12 月 当社営業開発部長 (現任)
(取締役候補者とした理由)		
柴田誠史氏は、当社のシステム、営業開発部門において長年の経験を有し、イノベティブなサービスを他社に先駆けて提供していくことを経営の基本方針とする当社において、様々な新規事業や新規サービスを立案し、実現して参りました。引き続き当社のイノベーションを牽引することを期待して、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
9	井川元雄 (昭和25年1月3日生) 9,900株	昭和48年3月 京都大学経済学部卒業 昭和48年4月 日本郵船株式会社入社 平成15年4月 同社経営委員就任 平成17年6月 同社常務取締役就任 平成18年4月 同社取締役・常務経営委員就任 平成19年6月 郵船商事株式会社代表取締役社長就任 平成25年6月 同社取締役相談役就任 平成26年6月 同社相談役就任 平成26年6月 当社社外取締役就任 (現任)
	(社外取締役候補者とした理由)	
	井川元雄氏は、上場企業の常務取締役の経験を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続きこれらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。	
10	安念潤司 (昭和30年8月12日生) 0株	昭和54年3月 東京大学法学部卒業 昭和57年8月 北海道大学法学部助教授就任 昭和60年4月 成蹊大学法学部助教授就任 平成4年2月 弁護士登録 渡部晃法律事務所入所 (現在に至る) 平成5年4月 成蹊大学法学部教授就任 平成16年4月 成蹊大学大学院法務研究科教授就任 平成19年12月 中央大学大学院法務研究科教授就任 (現任) 平成26年6月 当社社外取締役就任 (現任)
	(社外取締役候補者とした理由)	
	安念潤司氏は、多くの大学の法学部教授及び弁護士としての経験を有し、法律に関する豊富な経験と高い見識を有しております。引き続き当社の経営を客観的な立場で独立性をもって監視していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井川元雄氏及び安念潤司氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏の選任が承認された場合には、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
3. 井川元雄氏及び安念潤司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもちまして、3年となります。
4. 当社は、現在、井川元雄氏及び安念潤司氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容改定の件

当社の取締役の報酬は、平成16年6月27日開催の第88期定時株主総会において、年額5億円以内（使用人兼取締役に対する使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき、当該報酬と別枠で平成26年6月22日の第98期株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションのための報酬の額として年額1億円の範囲とすることにつきご承認をいただきました。

現在の新株予約権の対象となる取締役は7名ですが、第2号議案が原案のとおり承認可決されますと当該取締役の員数は8名となり増員することを勘案し、また当該取締役の業績向上への意欲と士気をより一層高めるため、上記ストック・オプションの報酬額については、本定時株主総会の日以降、年額3億円の範囲内に改定したいと存じます。

ストック・オプションとして取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に行う新株予約権の内容は次のとおりであります。変更点としましては、新株予約権の数の上限を2,000個から6,000個に変更しております。

1. 新株予約権の割当対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）とする。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の無償割当て又は株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

(3) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、当該払込金額の払込みに代えて、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株当たりの価額は1円として、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(6) 各新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日翌日から3年を経過した日より、新株予約権の割当日翌日から6年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ア. 新株予約権の割当日の翌日から3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - イ. 新株予約権の割当日の翌日の3年後の応当日から、新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日（当該応当日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - ウ. 新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日（当該応当日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - エ. 新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の6年後の応当日（当該応当日を含む。当該新株予約権を権利行使することができる期間の最終日）までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の募集事項及び細目（上記（1）から（8）までの事項におけるその他の事項を含む。）については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

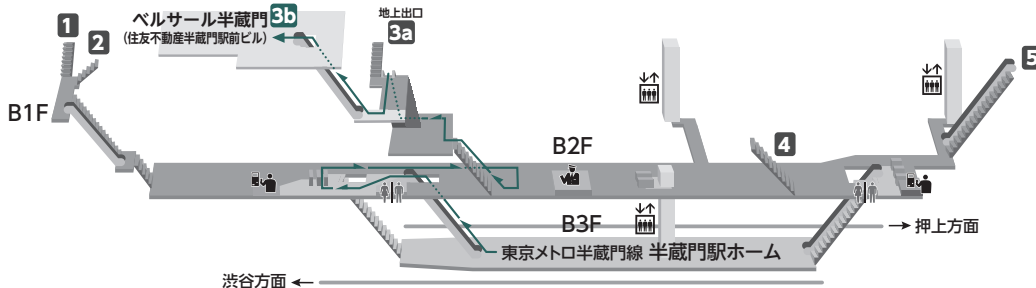
東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門



【交通】

東京メトロ 半蔵門線 「半蔵門駅」 3b出口 直結
有楽町線 「麹町駅」 1番出口 徒歩約6分

東京メトロ半蔵門線半蔵門駅3b出口：ビル直通エスカレーター有り。



- ◎ 午後0時20分に開場いたします。
- ◎ 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- ◎ 会場内はすべて禁煙となります。
- ◎ ご飲食物の持込はお断りしております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

